

駒澤大学大学院日本学生支援機構第一種奨学金返還免除候補者選考取扱要領(博士後期課程)

令和4年4月1日改正

文部科学省令の業績の種類	日本学生支援機構が定める評価基準	学内外区分	本学で定める評価項目及び評価方法		博士	
1. 「学位論文その他の研究論文」	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること	学内	(1) 修士論文		-	
			(2) 博士論文	① 合格者	50	
			(3) 学部学科・院生会発行の研究論集等に掲載	① 単著 ② 共著	5 5 ÷ 共著者数	
		学外	(4) 日本学術会議協力学術研究団体、もしくは海外における同水準の団体が発行している学会誌・学術雑誌等への論文掲載 ※表彰等の場合は、5を加点	有審査	① 単著 ② 共著	10 10 ÷ 共著者数
				審査なし	① 単著 ② 共著	8 8 ÷ 共著者数
			(5) それ以外の団体が発行している学会誌・学術雑誌等への論文掲載 ※表彰等の場合は、5を加点	有審査	① 単著 ② 共著	6 6 ÷ 共著者数
				審査なし	① 単著 ② 共著	4 4 ÷ 共著者数
			(6) 日本学術会議協力学術研究団体、もしくは海外における同水準の団体が主催する大会での研究発表 ※表彰等の場合は、3を加点	有審査	① 単独発表 ② 共同研究の発表者 ③ 共同研究で発表なし	3 2 3 ÷ 共同研究者数
					審査なし	① 単独発表 ② 共同研究の発表者 ③ 共同研究で発表なし
				有審査	① 単独発表 ② 共同研究の発表者 ③ 共同研究で発表なし	1 0.5 1 ÷ 共同研究者数
			(7) それ以外の団体が主催する大会での研究発表 ※表彰等の場合は、3を加点	有審査	① 単独発表 ② 共同研究の発表者 ③ 共同研究で発表なし	1 0.5 1 ÷ 共同研究者数
(8) 日本学術振興会の特別研究員に採用され奨学金貸与を辞退した場合、または、これと同等な民間財団等が公募している競争的資金を獲得することにより奨学金を辞退することとなった場合				30		
2. 「大学院設置基準第16条に定める特定の課題についての研究の成果」	特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること		学内	修士論文に準ずる	① 100点～90点以上 ② 90点未満～80点以上 ③ 80点未満～70点以上	-
3. 「大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果」	専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、若しくは涵蓋すべきものについての試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること、又は、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査の結果が教授会等で特に優れていると認められること	学内	/		-	
4. 「著書、データベースその他の著作物(省令第36条第1号及び第2号に掲げるものを除く。)」	専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等(省令第36条第1号及び第2号に掲げる論文等を除く。)が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること	学内	(1) 専攻分野に関連したデータベースの公開		2	
		学外	(2) 専攻分野に関連し、社会的に高い評価を受けた著書・著作物	① 単著・編著 ② 共著	40 40 ÷ 共著者数	
			(3) 専攻分野に関連したデータベースの公開		5	
5. 「発明」	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること	学外	(1) 専攻分野に関連した特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を受けた場合		20	
6. 「授業科目の成績」	講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること	学内	(1) 学業成績評価(科目平均点)	① 100点～95点以上	10	
				② 95点未満～90点以上	9	
				③ 90点未満～85点以上	8	
				④ 85点未満～80点以上	7	
				⑤ 80点未満	6	
(2) 法科大学院はGPAに5を乗じる		-				
学外	(3) 専攻分野に関連した資格試験等に合格	① 大学等の専任教員への採用	30			
		② 司法試験、公認会計士または国家公務員総合職採用試験(院卒者試験)に合格	10			
		③ 中学校・高等学校教員採用試験に合格	5			
		④ 学芸員等の専門職員採用試験に合格	5			
		⑤ 司法書士試験に合格	5			
7. 「研究又は教育に係る補助業務の実績」	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること	学内	(1) 専攻分野における科学研究費補助金等の研究協力者として実績を得た場合		4	
			(2) 専攻分野に関連した共同研究に参加して、積極的な役割を果たした場合		2	
			(3) 専攻分野におけるティーチング・アシスタント(TA)、ライブラリー・アドバイザー(LA)としての実績を得た場合(年度毎に1ポイントとする。)		1	
		学外	(4) 専攻分野において研究代表が学外である科学研究費補助金等の研究協力者として実績を得た場合		5	
			(5) 専攻分野に関連した学外が主体の共同研究に参加して、積極的な役割を果たした場合		4	
			(6) 専攻分野に関連した大学・短期大学・高等専門学校の非常勤講師等として実績を得た場合		3	
8. 「音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること	/				
9. 「スポーツの競技会における成績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること	/				
10. 「ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること	学内	(1) 専攻分野に関連したボランティア活動等が、表彰等を受けて高い評価を得た場合		2	
			(2) 専攻分野に関連したボランティア活動等で中心的な役割を果たした場合		1	
		学外	(3) 専攻分野に関連したボランティア活動により顕著な社会貢献、国際貢献等で表彰等の高い評価を得た場合		2	
			(4) 専攻分野に関連したボランティア活動等で中心的な役割を果たした場合		1	

※ 令和元年度以降の採用の博士(後期)課程に関しては、「博士課程の業績評価に関するガイドライン」(令和元年11月21日改定)に示された条件を満たした上で申請すること。

## 博士課程の業績評価に関するガイドライン

博士課程において、業績の種類「学位論文その他の研究論文」が下記の(1)～(5)のいずれかに該当する場合、業績優秀者とする。(※1)

なお、返還免除内定者である場合、及び、業績の種類「音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績」あるいは「スポーツの競技会における成績」において、国際的レベル・全国的レベルでの顕著な成績（入賞）等を収めている場合（※2）は、下記の(1)～(5)のいずれにも該当しない場合でも業績優秀者とすることができる。

### 記

(1) 学位論文の教授会での高い（平均水準以上）評価

（注）合否判定だけではなく、大学による評価が必要。学位論文受理中を含む。

(2) 査読付き学術雑誌への原著論文掲載

（注）共著（筆頭者以外）も含み、掲載決定（予定）も含む。

(3) 論文及び学会での発表に対する表彰又は受賞

（注）共著（筆頭者以外）も含み、機構以外の給付奨学金の獲得や外部資金の獲得を含む。  
学会での発表にはポスター発表も含む。

(4) 日本学術振興会の特別研究員に採用され奨学金貸与を辞退した場合、または、これと同等な民間財団等が公募している競争的資金を獲得することにより奨学金を辞退することとなった場合、上記(1)～(3)に準じる実績

(5) 研究領域の特性により前記(1)～(3)の実績を挙げるのに時間を要することなどから、同じ研究領域の博士課程学生のうち概ね半数以上が在学中に当該実績を挙げられない場合は、当該実績に準じる実績

（注）大学が作成する事情書を要し、日本学生支援機構の業績優秀者奨学金返還免除認定委員会（以下、「本機構の認定委員会」という。）に諮るものとする。

(※1) 平成30年度以前に奨学生に採用された者については、「学位論文その他の研究論文」以外の業績において上記(1)～(3)と同水準の実績が認められる場合も業績優秀者とする。

(※2) 業績の種類「スポーツの競技会における成績」における国際的レベル・全国的レベルでの顕著な成績（入賞）等には、本人がコーチやトレーナーなどの場合において指導した者やチームが国際的レベルや全国的レベルの大会での入賞を含めるものとし、東日本大会・関東大会など（各都道府県大会は除く）は全国的レベルの大会に含めるものとする。

業績の種類「音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績」における国際的レベル・全国的レベルでの顕著な成績（入賞）等には、公募展での入選（賞）、給付奨学金の獲得、個展又はリサイタル（3回以上）及び芸術評論等（学外の刊行物への掲載3回以上）を原則的に含めるものとする。ただし、本機構の認定委員会に諮るものとする。

◆修士課程(博士前期課程)及び専門職学位課程は本ガイドラインの適用対象外とする。